

1. 件 名：訓練のあり方及び規制の関与の検討に係る試行について

2. 日 時：令和5年5月11日 16:35～19:00

3. 場 所：原子力規制庁3階 室内会議卓

4. 出席者（テレビ会議システムによる出席）

原子力規制庁

緊急事案対策室

川崎企画調整官、反町専門職、澤村防災専門官

核燃料施設等監視部門

平野指導官

専門検査部門

岡村検査官

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 原子力グループ 副主幹 他1名

東北電力株式会社

原子力本部 原子力部（原子力防災担当） 課長 他1名

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部防災安全グループ マネージャー 他2名

中部電力株式会社

原子力部 防災・核物質防護グループ 課長 他2名

北陸電力株式会社

原子力本部 原子力部 原子力防災チーム 統括（課長） 他2名

関西電力株式会社

原子力事業本部 安全・防災グループ マネージャー 他3名

中国電力株式会社

電源事業本部 原子力運営グループ マネージャー 他2名

四国電力株式会社

原子力本部 管理グループ グループリーダー 他2名

九州電力株式会社

原子力発電本部 原子力防災グループ グループ長 他5名

日本原子力発電株式会社

発電管理室 警備防災グループ 部長 他1名

電源開発株式会社

原子力技術部運営基盤室（防災技術基盤） 統括マネージャー他1名

原子力エネルギー協議会

副長

5. 要 旨

東京電力、九州電力及び北陸電力から、資料1～4に基づき、各課題に対する訓練試行の結果等について説明があった。また、資料5及び資料6に基づき、原子力規制庁で実施中の評価案を用いて事業者の評価と比較した。原子力規制庁から、以下のとおりコメントした。

- ▶ 事業者間ピアレビューにおいて、指標2～4で規制庁の評価と異なる結果が出るのは、評価者数の違いや評価者が規制庁側はプレイヤーであることなどが理由と考えられるので、違いが出るのは問題ないと考えること。
- ▶ 緊急時対応組織の実効性の向上に係る評価の指標における「適度な難易度」は対象のプレイヤーの習熟度により異なってくる。適切な評価のために、訓練の計画時にその点を踏まえて難易度を設定している旨の十分な説明を行い、訓練する事業者と評価者との認識のすり合わせが必要。
- ▶ 連携先について、自社の他サイトを含め模擬とする理由については、適切な評価のため訓練計画時に十分な説明を行い、訓練する事業者と評価者との認識のすり合わせが必要。

引き続き、原子力規制庁及び事業者側で資料の修正を行い、会合の準備を進めることとした。

6. その他

配布資料：

- 資料1 発電所の「意思決定」及び「現場活動」に関する指標案（東京電力ホールディングス株式会社、関西電力株式会社）
- 資料2 緊急時対応組織の実効性の向上に係る評価指標案における総合訓練時の評価（案）（玄海原子力発電所・志賀原子力発電所）（九州電力株式会社、北陸電力株式会社）
- 資料3 原子力事業者間評価（伊方発電所、柏崎刈羽原子力発電所、美浜発電所、女川原子力発電所）
- 資料4 原子力事業者の緊急時対応に係る訓練及び規制の関与における事業者の活動結果について（2022年度）〔ドラフト〕（原子力エネルギー協議会）
- 資料5 緊急時対応組織の実効性の向上に係る評価指標案における評価（案）（玄海原子力発電所・志賀原子力発電所）（緊急事案対策室）

資料6 評価指標に基づく評価結果（伊方発電所、柏崎刈羽原子力発電所、美浜発電所、女川原子力発電所）（評価作業中の案）（緊急事案対策室）